

基本的施策の推進
人権教育の推進

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(令和4年度)	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6)	質疑内容	(7)	回答内容
学校教育における人権教育														
ア	発達段階に応じた人権教育の推進		【人権教室】 ・人権擁護委員が講師となり、次世代を担う子どもたちが人権教室を通じて命を大切に する気持ちや、他者への思いやりの心を培い、人権に対する理解を深めるため、中学1年生を対象とした「人権教室」を開催する。	人権推進課		令和4年度は法務省の指示により学校側から要請が無い限り、行わないことになり、学校側からも要請が無かったので中止となった。		令和3年度から引き続き、コロナ禍のため、中止となった。令和4年度は法務省の指示により学校側から要請が無い限り、行わないことになった。						
			【人権教室・人権集会】 ・人権擁護委員が講師となり、人権教室を通じて命を大切に する気持ちや、他者への思いやりの心を培い、人権に対する理解を深めるため、「人権教室」を開催する。 ・人権集会を通して、人権啓発を行う。	教育指導課		・各校において、人権メッセージや人権ポスターなどを作成し発表した。 学級活動において、構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、互いを尊重し、。協力し合って生活できる好ましい人間関係づくりに努めた。（随時） ・各中学校区ごとに児童生徒自らが、あいさつや緑化運動等を地域に広めていこうと、あいさつ運動や全校集会で活用することで人権教育への啓発を行った。 ・「道徳の時間」を通して思いやりの心を育んだ。（随時） ・「いじめをなくそう仲良し週間」を設定し、いじめ防止授業や「道徳の時間」を通して思いやりの心を育んだ。（5月・9月）		・人権教育、マナーアップ推進事業については例年実施しており、児童生徒の人権に対する意識も高まっている。本年度も「いじめをなくそう仲良し週間」を設定し、全校で実施してきたが、コロナ禍の中で1回目の実施ができなかった。今後も、成果と課題を明確にして人権教育を継続していきたい。早く通常の生活に戻り様々な活動ができるようになることを願う。		取手市の大雨被害に対して、守谷市全小・中学校の素早い募金活動等の対応に感動し、これも日頃からの人権教育の推進の賜物と感じた。		中心となって活動した生徒会の生徒にとっても貴重な体験となった。		
			【人権メッセージ等の募集】 ・憲法で保障されている国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、小・中学生を対象に人権週間に合わせて人権習字・メッセージの募集展示、入賞者表彰等を行う。	人権推進課		市内小・中学校から募集し、人権に関する習字39点及び人権メッセージ48点の入選者を選出。人権週間（12／2～9）に合わせて市役所ロビーに展示し、その後、文化会館に1週間展示。入選者の作品を冊子にして作成し、各学校に配布した。 【応募数】 人権メッセージ：2,552点（小学校）、766点（中学校） 習字：2,052点（小学校）、67点（中学校）		人権週間にあわせて小中学生に人権について考えてもらう機会を設けられた。令和3年度より応募数が増えた。 【昨年度応募数】 人権メッセージ：1,543点（小学校） 475点（中学校） 習字：1,066点（小学校） 28点（中学校）						
				教育指導課		・人権作文コンクールに向けて、人権を意識した作文を書き出品し人権意識の向上や日常化を図った。（8月・9月） ・人権週間の取組の一環として、小学校で人権メッセージ・人権習字に取り組み、作品を掲示し人権に関する環境を整えた。また、児童生徒が主体となって、いじめ防止について考える場を設定した。（5～12月）		・人権教育については、学校生活の様々な場面で意識してきた。現在は、改めて意識しなくても人権を尊重することができる環境や人間関係を構築することができる。 日頃から人権を意識する生活をするのがメッセージ等の活動につながっているといえる。		人権メッセージについては、できたらクラスの児童生徒間で互いに読み合っ てどうか。もちろん学級担任も必ず目を通すことが大切である。以前県内でいじめのsosが見過ごされて県に提出された事例があった。		現在も学級担任は確認している。クラスの友達同士でメッセージを読み合うことについては、とても素晴らしいアイデアかと思います。各学校の担当者と共有している。		
			【マナーアップ推進事業】 ・各小中学校であいさつ運動を実施する。また保幼小中高一貫教育の観点から、小中高と地域が一体となったあいさつ運動も行う。	教育指導課		・各小中学校におけるのあいさつ運動に加え、各中学校区でのきらめきフォーラム活動に取り組んだ。		・人権教育、マナーアップ推進事業については計画的に実施しており、児童生徒の人権に対する意識は高まっている。今後も継続して実施していくことが必要である。 ・コロナによりできなかった活動も多かったが、コロナ禍だからこそ人権に対する新しい価値観も生まれている。これらの意識を今後も継続して持ち続けることができる活動を考えて行きたい。						
			【総合的な学習の時間における人権教育の実施】 ・男女混合のグループによる話し合い活動や学習活動を行ったり、地域の人との関わり合いを重視した交流活動を実施したりする。	教育指導課		・小中学校における総合的な学習の時間においては、男女混合のグループで調べ学習や意見交換等を行い、お互いの考え方や立場を尊重する態度を育てた。		・全教科、領域での学習活動をとおして、児童生徒がさらに自己肯定感を高め他者を受け入れ合えるような授業改善を継続していく必要がある。 ・学校での人権に係る教育活動には限界もある。人権教育については保護者や地域の方々との連携が必要である。学校以外の機関との連携を強化していく必要がある。			「学校以外の機関との連携を強化・・・」とあるが、学校以外の機関とは何か。保護者や地域の方々か。		授業の中で、保護者や地域の方々に参加してもらいながら人権意識を高めることが大切だと考えている。また、市の人権推進課の方からの講演やスクールロイヤーとの連携も考えている。	

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況（令和4年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6)	質疑内容	(7)	回答内容
学校教育における人権教育														
イ	学習内容及び指導方法の充実	【全教育活動における人権尊重の視点に基づいた学習活動】 ・児童生徒が取り組む集会活動の充実や体験的な学習活動や問題解決的な学習活動を充実させる。 【人権教育総合推進地域事業】 ・学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の充実を図る。			教育指導課	・「考え、議論する道徳」を実践し、児童生徒が自分の考えや体験を話したり、他者の意見を聞いて受容し合ったりする授業を行った。 ・全教科において、児童生徒が主体となる、協働学習を取り入れそれぞれの考えを深めることができるような授業を展開した。 ・各校において、外部講師を積極的に活用して人権に係る講演会等の実施計画を立てていたが、コロナ感染対策のため、一部開催ができなかった。	・全教科、領域での学習活動をととして、児童生徒がさらに自己肯定感を高め他者を受け入れ合えるような授業改善を継続していく必要がある。 ・学校での人権に係る教育活動には限界もある。人権教育については保護者や地域の方々との連携が必要である。 学校以外の機関との連携を強化していく必要がある。			「全教科、領域での学習活動をととして」とあるが、人権教育は全教育活動の基盤となる。「時間割表のうら全体に人権の大きな文字が書かれている。」 課題、対策及び効果の保護者や地域の方々との連携が必要であるとあるが、保護者等の「そうは言っても・・・」の打破ができる力をもった児童生徒を育てたい。		人権教育は、学校での教育活動すべての基盤である。全ての教育活動で人権を意識した活動は大切である。しかし、人権教育には家庭や地域との連携も大切である。学校は今後も粘り強く、家庭や地域と連携していく。		
		【人権教育研修講座】 人権教育の推進と充実を目指し、教職員を対象に研修会を開催。教育委員会主催であり、人権推進課長が講師を務める。 市及び教育委員会主催の人権教育講演会への教職員の参加。			人権推進課	・4月20日（水）に守谷市人権施策推進基本計画の概要版の説明をした動画を収録し、当市に初めて赴任の教職員及び新規採用教職員研修会の中で配信した。 ・8月5日（金）に市及び教育委員会主催の人権教育講演会（オンライン）に教職員が参加した。	新型コロナウイルス感染症防止を考慮して、配信という形で研修会に取り入れることができた。当市に初めて赴任の教職員及び新規採用教職員を対象とした研修自体は有効と思われるので、今後も行っていく必要がある。			守谷市以外の市町村では同じような研修はしているか。		把握できていないが、他市町村でも行っているか調査する。		
ウ	教職員の資質向上	【人権教育啓発】 ・初任者及び守谷市に初めて赴任してきた教職員、各校人権教育主任を対象に、人権教育の理解と啓発を図る。			教育指導課	・4月20日（水）守谷市に初めて赴任する25名の教職員に対して、人権教育について概要説明を行った。 ・8月5日（金）市内の全教職員が市人権教育講演会（オンライン）に参加し、人権教育に係る理解を深めた。	・人権教育研修講座は、特に初任者及び守谷市に初めて赴任してきた教職員に対しては非常に有効である。今後も継続していきたい。			守谷市以外の市町村では同じような研修はしているか。		把握できていないが、他市町村でも行っているか調査する。		
社会教育における人権教育														
ア	家庭教育の充実	【家庭教育講座】 親として子育ての責任と大切さについて学ぶ。 【家庭教育講演会】 「子育て支援」事業の一環として、家庭教育の向上を図る。			生涯学習課	家庭教育学級及び講演会は、コロナ渦で、密を避け、感染防止対策を講じながらの開催であった。 【家庭教育講座】 第1回「本との出会い」と題し、前中央図書館館長石川みどり氏による親子の図書館活用法についての講演。参加者29名。（昨年度：76名） 第2回よわいはつよいプロジェクト推進事務局小塩靖崇氏及び日本ラグビーフットボール選手会長川村慎氏による「子どものメンタルフィットネスを育てる」の講演。参加者54名。（昨年度：52名） 第3回・第4回「科学の目を大きくふくらませよう」とし、幼児児対象と小中対象の2回、社会教育指導員小口勝洋氏による講座を実施。参加者計112名（昨年度：コロナ禍のため中止） 第5回「見方を変えれば幸せが見える」と題し、上野学園大学短期大学部教授内田有一氏及びピアノ専攻大学生による講話を実施。参加者32名。（昨年度：リモート配信のため把握不可） 第6回茨城県メディア教育指導員水野史代氏による「乳幼児期の発達とメディア利用を考える」講話を実施。27名。（昨年度：24名） 第7回NTTドコモのインストラクターによる「スマホ・ケータイ安全教室」とし、トラブルの実態と対処法について学ぶ。オンデマンドで実施のため参加者数把握不可。 第8回「今こそ伸びようとする子を応援しませんか」と題し、社会教育指導員堀越正弘氏による講話を実施。参加者18名 【家庭教育講演会】NHK「プロフェッショナル仕事の流儀」に出演した銀座クラブのオーナーママ白坂亜紀氏により、「明日を生きる、わたしの流儀」と題した講演を行った。二人娘のママ、銀座クラブのママと二足の草鞋での日々やおもてなし、思いやりの心について具体的なお話しをしていただき、参加者の心に残った講演を行った。69名（昨年度：30名）	昨年度、コロナ感染拡大状況で中止となってしまう「親子科学実験教室」については、今年度は大盛況で実施することができた。その他についても家庭での教育力向上のため、今後も推進していく必要がある。	【家庭教育講座】 親として子育ての責任と大切さについて学び、知識や実践の幅を広める。 【家庭教育講話】 新入児の保護者対象で子育て・親育ち講話を実施。 【家庭教育講演会】 生涯学習事業の一環として、家庭教育の向上を図る。						
イ	生涯学習機会の提供	【東板戸井集会所施設維持管理事業】 生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。			生涯学習課	生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。 定期使用：手編み、民謡、書道 定期使用以外：出前サロン、子供会、シニアクラブ、自治会等	施設の老朽化により計画的に補修等を行う。大規模改修が必要になった場合、他の施設との機能統合等を検討する必要がある。 補修等による環境整備を行うことにより、安全な活動場所の提供ができる。	【東板戸井集会所施設維持管理事業】 生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。	事業実施状況にある定期使用や定期使用以外のクラブ等の利用頻度はどれくらいか。毎月1回、毎週、半年に一回ペースか。		・定期使用団体（3団体）：毎月2回ずつ使用。 ・定期使用団体以外（一時使用）：月平均6回程度使用。 ・令和4年度使用実績：148件、1,250人。			

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況（令和４年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(１)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6)	質疑内容	(7)	回答内容
イ	生涯学習機会の提供		【公民館事業】 各公民館で、子育て等各種教室を実施することにより、人権啓発を図る。	生涯学習課		・おもちゃ病院 内容：子ども達のおもちゃ修理を通して、親子で物の大切さを学び、他者（修理する人）に感謝し、支え合って生活する大切さを知らせる。 ・講演会「今知らなきゃいけないLGBT～今日から当たり前が変わる～『なめっちさん』のお話」 内容：自らLGBTをカミングアウトし、精力的に活動を行っている講師から実際の体験談を含めた話をうかがった。		各学習施設で学んだ技術等を地域の皆さんに呼びかけ、学びを通して地域づくりを行う必要がある。 親子や子どもを対象の講座を通して、子ども達に日常生活の一番基本のルールである「みんなが幸せに生きる」ための心の醸成と実践活動ができた。 また、LGBTの講演会を行い、市民の理解を深める活動を行った。一般参加者数が定員よりも少なかったため、聴講者を増やす努力が必要だと感じた。		【公民館事業】 各公民館で、子育てやLGBT等各種教室・講演会を実施することにより、人権啓発を図る。				
ウ	人権教育を推進する指導者の養成		【人権教育講演会】 人権問題についての理解と認識を深め、偏見や差別意識の解消と人権意識の高揚及び人権文化の構築を目的として、市民や企業及び団体、議員、教職員等を対象に、毎年市及び教育委員会との共催により、外部講師による講演会を開催する。	人権推進課		新型コロナウイルス感染防止の観点からオンラインによる講演会を開催した。 期日 ８月５日（金） 主催 守谷市・守谷市教育委員会 講師 上川 多実 氏 演題 「日常の中の部落差別～差別をなくすのに必要なことって～」 アクセス数 １９４アクセス （昨年度：１７０アクセス）		新型コロナウイルス感染防止の観点から、配信という形で講演会を開催することができた。オンライン配信であれば広い範囲で参加者を集められることから、昨年より案内先を広げ、県内全市町村や市民、出先機関等、令和３年度より多く募集案内をした。						
			【人権啓発研修会】 人権週間に併せて「文化会館人権啓発研修会」を開催し、人権に関するさまざまな問題について学習し、見識を深めよう。	人権推進課		【人権啓発研修会】 １２月の人権週間に併せて文化会館で「人権啓発研修会」を開催し、教育関係者及び当館利用者等の３０名に参加していただいた。 期日 １２月３日（土） 演題 「性的指向・性自認（性同一性について）」 講師 飛鳥 斗亜 氏		・コロナ禍の中、限られた人数で、研修会を開催することができた。 ・人権意識を高めるために、今後もさまざまな人権課題のテーマの研修会を開催し続けることが必要とされる。				「人権啓発研修会」について、開始時間になっても始まらなかった。出席予定者が遅れているだけで、講師は来ていた。時間になっても始まらないのは、講師に対しても失礼で、出席者が１５人いたとして、５分遅らせれば７５分の無駄になる。アンケートにも書いたが、会議は開始時間になれば始めるべきと思うが、どうか。		会議に限らず、講演会や研修会は開始時間になれば始めるべきだと思う。今後は、定刻通り始められるように注意する。

人権啓発の推進

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容		(3)	事業実施状況（令和４年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(１)を今後実施する予定 がある場合の事業名とその 内容	(6)	質疑内容	(7)	回答内容
	市民への人権啓発													
ア	学習機会の提供		【人権啓発研修会】〔再掲〕 人権週間に併せて「文化会館人権啓発研修会」を開催し、 人権に関するさまざまな問題について学習し、見識を深め てもらう。	人権推進課		【人権啓発研修会】 １２月の人権週間に併せて文化会館で「人権啓発研修会」を開催し、 教育関係者及び当館利用者等の３０名に参加していただいた。 期日 １２月３日（土） 演題 「性的指向・性自認（性同一性について）」 講師 飛鳥 斗亜 氏		・コロナ禍の中、限られた人数で、研修会を開 催することができた。 ・人権意識を高めるために、今後もさまざまな 人権課題のテーマの研修会を開催し続けること が必要とされる。						
			【主催講座における人権啓発】 文化会館で主催している講座カリキュラムに人権啓発DVD 作品を鑑賞する時間を設け、学習の機会とする。	人権推進課		【主催講座における人権啓発DVD鑑賞】 ・ピラティス講座（DVD：障害のある人と人権 ～誰もが住みよい社会をつくるために～） ３０名 Ａコース：１５名、Ｂコース：１５名 ２コマに分けて開催 （昨年度：ピラティス講座１４名、尺八講座２名、ガラスアート講 座４名）		・講座受講生という限られた人数でありなが ら、人権啓発DVDを鑑賞することで、市民を 対象に学習機会を設けることができた。			開催日の記載がないのはな ぜか。		講座受講者に人権啓発DVDを鑑賞してい ただく事業ですので、DVDの内容と鑑賞 者数だけを記載しました。人権啓発DVD の鑑賞は講座の初回、または最終日に 行っています。令和４年度は、１２月１ ５日に行いました。令和５年度は、８月 ３日を鑑賞日とする予定である。	

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	(3)	事業実施状況（令和４年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(１)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6)	質疑内容	(7)	回答内容
市民への人権啓発													
イ	啓発内容の充実と多様な啓発媒体の活用	【広報もりやの活用】 「人権週間」をはじめとする強化期間などの広報活動や人権擁護委員等による啓発活動の紹介を掲載する。	人権推進課	広報もりやを活用し人権啓発を行った。 5/25日号 人権擁護委員の日のお知らせ 8/10日号 「こどもの人権110番」強化週間のお知らせ 10/10日号 秋の行政週間のお知らせ 10/10日号 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間のお知らせ 11/25日号 人権週間のお知らせ	広報以外でもSNSを利用してのお知らせ（行政相談週間）をすることができた。広報のお知らせは法務省や総務省からの通達だけであるので、市独自の啓発活動等を掲載することができないか検討する必要がある。令和5年度は市政情報モニターを利用して、各相談の開催を掲載していく予定である。								
		【館内掲示・市ホームページ活用】 人権週間に併せて行われた「文化会館人権啓発研修会」や主催講座募集・職業相談を紹介し、人権週間や隣保館活動を市民に周知する。	人権推進課	【館内掲示・市ホームページ活用】 主催講座募集・職業相談について広報・ホームページに掲載した。 ・主催講座：ピラティス講座募集（6月10日号） ・職業相談：年6回（偶数月第3水曜日）開催されることをホームページに掲載	館内掲示や広報、ホームページで、講座募集や職業相談について、掲載した。								
ウ	国、県、関係団体等との連携による啓発活動の充実	【守谷市人権施策推進基本計画の推進】 守谷市における人権施策に関する施策を総合的に推進していくために「守谷市人権施策推進基本計画」に基づいて、各施策の取組を推進する。	人権推進課	令和４年７月６日（火）第一回守谷市人権施策推進協議会を実施した。各課における人権に関する各施策の推進の取り組みや、令和３年度の事業の進捗状況について報告。	守谷市人権施策推進基本計画に基づく各課の施策を年に一度、協議会で報告・進捗管理している。基本計画が作成されて約10年が経ち、基本計画にはない人権問題が近年は発生している。近年中に基本計画を見直す必要がある。				「基本計画にはない人権問題」の発生とあるが、具体的に何か。	法務省の人権課題として17項目あり、そのうちのアイヌの人々、北朝鮮当局による人権侵害問題、ホームレス、性的マイノリティ、人身取引、震災等の災害に起因する偏見は守谷市人権施策基本計画にはない人権問題になる。			
		【街頭啓発キャンペーン】 商工まつりや人権週間（12月4日～10日）にあわせて人権擁護委員等と、広く市民に人権の大切さについての認識を深めることを目的に、街頭啓発を行う。	人権推進課	コロナ禍のため、商工会まつりは中止となり、街頭啓発はできなかった。 人権週間にあわせて、人権擁護委員6名によるチラシ及び啓発グッズ（120セット）を守谷市役所及び中央図書館で配布した。 （昨年度：100セット）	例年、商工会まつりや人権週間にあわせて守谷駅及び市内店舗で啓発グッズを配布しているが、コロナ禍のため人権週間の時に、規模を縮小して啓発活動をすることができた。街頭啓発に関してはコロナが収束しても、規模や配布数、人数等を見直す必要がある。								
		【隣保館運営事業】 茨城県隣保館連絡協議会との連携により、人権啓発用品を配布し、守谷市文化会館単独での啓発用品も配布した。	人権推進課	茨城県隣保館連絡協議会との連携により、窓口にて人権啓発用品を配布した。（通年実施） また、国・県からのポスターなどの掲示や、守谷市文化会館単独での啓発用品を配布した。（通年実施）	・限られた予算の中で効果的な啓発用品を購入する必要がある。 ・啓発により来館した市民に人権意識の向上を図ることができた。			「効果的な啓発用品」とはどのようなものか？ 啓発用品を配布 → 啓発用品をもらう → 人権意識の向上となるのか？	ただ啓発用品をもらうだけでは、人権意識の向上だとは思わない。啓発用品には人権に関するメッセージを印字しているが、そのメッセージをもらう側に共感してもらうことが大切だと思う。				
企業等への人権啓発													
ア	企業内人権研修への支援	【人権研修会への支援】 企業における人権学習・啓発について、企業内研修への講師派遣や研修会を通じて自主的な教育・啓発活動を支援する。	人権推進課	令和４年度においては、市内企業等33か所に対し、8月5日（金）に開催した人権教育講演会の案内をして、講演を聴いていただいた。 （昨年度：市内企業等31か所）	企業における人権学習・啓発について、市から情報を発信していく必要がある。また、事業主に対して、就職差別について「公正な採用選考」についての啓発も必要である。			市内企業33社に案内し、講演を聴いていただいたとあるがどれだけの企業及び人数が来たか？	オンライン開催のため、視聴人数は把握していないが、申し込みがあったのは1件のみだった。				
イ	就職の機会均等の確保	【就職の機会均等の確保についての広報】 就職の機会均等の確保についての広報を実施する。	経済課	常総公共職業安定所から毎週求人情報の提供があり、随時ホームページに掲載している。茨城県が実施する就職説明会の情報なども随時掲載している。	定期的に情報提供を行うことで、就職の機会均等の確保に繋げている。								

相談・支援体制の充実

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	
施策の方向	【事業名】 事業の内容	事業実施状況（令和4年度）	課題、対策及び効果	(1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	質疑内容	回答内容	
相談・支援に関する 取組の充実	【人権相談】 人権擁護委員が市民の人権にかかわる相談に応じ、適切な指導助言を行う。 （いじめ・体罰、暴行・虐待、差別、名誉棄損・プライバシー侵害、セクハラ、インターネット上での誹謗中傷など）	人権推進課	令和4年度の相談日は4、5、6、7、9、10、12、2月の全8回を計画したが、コロナ禍の影響もあり9月は開催できず、4、5、6、7、10、12、2月の全7回しか実施できなく、相談件数も2件となった。（昨年度：3件）	月に1回程度に相談日を開催しているため、突然の相談には対応できない場合がある。その時には法務省が案内している電話相談を案内している。		相談件数が2件とあるが、実績としては少なく思うが、相談することがないのか、相談しづらいのか、人権推進課としてどう評価するのか。	（令和4年度の相談件数2件について、）広報紙やHPでのご案内の際には、個人情報についての守秘義務や情報の取り扱い等についてもご案内していますので、相談がしづらいということはないと考えている。実績が少ない理由としては、相談案件がない、もしくは相談業務に関する周知が浸透していないと考えられる。 今後の周知は、市の広報やHPのほか、SNSによるご案内を行い、より広く市民の方に周知を図っていく。 R元年件数（11件）、R2年件数（2件） R3年件数（3件）、R4年件数（2件）
						7回の開催に対し、相談実績2件ではこの施策案件は上手く機能していないということであり、相談開催の周知方法の変更などの検討が必要ではないか、 又、相談員には司法書士も含め相談員の陣容を充実したものにしてほしいか。	上記のとおり、開催案内の方法を増やしていく予定である。人権相談は総務大臣から委嘱を受けた方を相談員として配置している。司法書士を相談員とすると、別の事業として相談所を開設する必要があるのでは、人権相談の相談員は現状のままとする。
	【法律相談】 市民が抱える法律措置の可能な相談について、法律専門家である弁護士が具体的なアドバイスや解決策を与える無料法律相談を毎月第3木曜日（原則）に開催する。	人権推進課	令和4年度の相談日は原則毎月第3木曜日の全12回を計画し、コロナ禍でも全12回開催することができた。令和4年度の相談件数は95件。（昨年度：89件） （相談内容内訳） 相続25件、契約問題12件、金銭問題10件、離婚8件、遺言5件、成年後見人4件、境界3件、損害賠償3件、破産手続き2件、財産分与2件、パワハラ1件、その他20件	令和4年度は相談の申込が多く、ひと月の定員枠を超えてしまっている月があった。その時は県や茨城県弁護士会が無料の電話相談を開設していたことからそちらに案内することができた。令和5年度は月1回の相談日を月2回に増設した。1日の相談件数を8件から6件に減らしたが、相談時間を20分から30分に増やした。			
	【行政相談】 市民の相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行う。	人権推進課	令和4年度の相談日は偶数月第2月曜日の全6回を計画し、コロナ禍でも、計画どおり6回実施した。令和4年度の相談件数は4件となった。（昨年度：1件）	コロナ禍にもかかわらず相談件数は令和3年度より3件増え4件となった。相談案内を広報だけではなく、市政情報モニターや館内掲示等、開催案内の方法を増やす必要がある。			
	【職業相談事業】 ハローワーク常総との連携により、地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催。	人権推進課	年6回、ハローワーク常総の職業指導官による出張相談会を開催した。地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催した。広報、ポスター、ホームページでの周知のほか、生活相談員を通じてポスター、チラシなどの案内を地域住民に向け配布している。 相談会の参加者：0人（昨年度：2人）	・ホームページに開催記事を掲載するなど、周知に努めているが、雇用情勢の変化（人手不足）やインターネット（就職案内のサイト等）による情報を得られることから、相談人数は少なくなっている。		参加者「0」では意味がない。何らかの対策が必要ではないか。聞くところでは、コロナで会社をリストラになったとか、若年、壮年又外国人も含め、コロナで生活維持に苦慮を強いられる人が多かったと承知している。守谷市のこの施策は全く世間の状況を反映しておらず、施策自体が機能していないように感じる。	文化会館は、隣保館として運営している施設であり、当該職業相談は同和対策事業の一環として就労支援を常総公共職業安定所と連携して行っている事業である。一般の市民の就労支援についても行っているが、現在は、常総公共職業安定所のHP等の様々な就活サイト等があるため、相談者は少ないところである。しかし、今後は、インターネットでの閲覧が不可能な方や常総公共職業安定所までの移動が困難な方に対して、SNS等による周知を図っていく。
	【生活相談事業】 隣保館運営において、生活相談員を2名委嘱し、地域住民の生活上の相談対応を行う。	人権推進課	市が委嘱した生活相談員2名により、地域住民の生活上の相談を受け、必要に応じて関係機関と連携をとり、地域住民の福祉の増進を図った。（通年実施） 令和4年 相談日数（174日）、件数（174件） （昨年度：169日、件数：169件）	生活相談事業は国、県の補助金を活用した事業で、年々補助金が削減される傾向にある。相談活動を通し、地域住民の福祉増進が図られている。			
	【児童発達支援】 発達に心配のある就学前の児童及び保護者に対して各種相談に応じる。また関係機関との連携を図る。	社会福祉課	令和4年度実績 相談件数917件（昨年度：803件） 発達に関すること、就園・就学に関すること等の相談に応じた。	保護者からの相談に応じると共に、必要に応じて、教育委員会や保健センター、保育所・幼稚園等の関係機関とも連携を図っている。			
	【守谷市総合教育支援センターの活用】 ・学習、友達関係、いじめ、不登校等、児童及び保護者の様々な心の悩みについて相談を受けることで、不安や悩みの緩和・解消を図るとともに、いじめ、不登校等の未然防止、早期発見、迅速な対応により解決を図る。 ・教育全般や子育てに関するさまざまな問題、また小学校入学前のお子さんの心身の発達や就学に関わる相談を受け付け、支援を行う。 ・相談の対象を小学生から一般の方々まで広げ、幅広く相談に対応していく。	教育指導課	・守谷市総合教育センターは、月曜日～金曜日（9：00～16：00）で相談等を行っている。 ・令和5年3月末現在の相談等の件数は以下のとおりである。 電話相談 286件（昨年度：197件） 来所相談 399件（昨年度：204件） 訪問相談・支援 971件（昨年度：776件） アウトリーチ（家庭訪問） 20回（昨年度：31件） ※ アウトリーチ：教育支援センター相談員が、不登校児童生徒を対象とした家庭訪問を行う教育的活動。	・アウトリーチも含め、総合教育支援センターの業務内容の理解が学校や保護者に進み、その機能を発揮しつつある。しかし、一つ一つの案件が複雑化しており、その解決に向けて取り組むための時間が長くなりつつあり、勤務時間を超過してして相談業務に当たっていることも少なくない。 ・相談等の内容に見合った相談体制の充実を図ることが必要である。		課題、対策及び効果として、「相談体制の充実の必要性」が唱えられています。具体的には何か。	今回の生徒指導提要の改訂で、これからの生徒指導は「させる生徒指導」から「支える生徒指導」への転換が必要であると明確になった。また、生徒指導の基盤は教育相談であることも確認されている。子供達にとって、今後も様々な相談体制を整えていくことが大切であると考えられる。
【適応指導教室の実施】 ・適応指導教室（『はばたき』）は、学校への登校に対し不安を感じている子どもたちへ、再登校のための支援や相談を行う。様々な活動を通して子どもたちの社会性や協調性等を養い、自立心を培う援助を行う。	教育指導課	・令和4年度の入室生は中学生12名であった。体験入室は8名になり、計20名の生徒が関わっている。適応指導教室では、児童生徒へ学習・生活習慣の支援だけでなく、保護者に対しても児童生徒の現状や進路も含めた面談や相談を行っている。（昨年度：15名） ・学校との連携を密にしながら個に応じた援助指導を行い、児童生徒一人一人にとって家庭教育も含めた包括的な教育支援を継続している。	・これまでと引き続き家庭との連携を強化していく必要がある。令和4年度より市内中学校を対象に校内フリースペースを設置し、登校はできるものの教室に入るのが難しい生徒にとっての、教室との橋渡し役を担う取組を開始した。今年度、大きな成果を得られたので、次年度は、中学校区ごとに拠点校を設けて、小学生を対象にした校内フリースペースの設置に向けて取り組んでいく。		適応指導教室の実践について「校内フリースペース」について詳しい説明をしてほしい。	令和4年度から各中学校に設置しています。令和5年度からは各中学校区に1校の小学校にも設置しております。校内フリースペースは何らかの理由から学校に行くことができない。学校には行きたいけれど、教室には入れない、適応指導教室に通うことも困難な生徒たちの学びの機会を確保するために設置した。	

分野別施策の推進

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容		(3)	事業実施状況（令和4年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6)	質疑内容	(7)	回答内容
女性の人権														
ア	男女共同参画を推進するための意識づくり	【男女共同参画への啓発・教育の推進】 ・市民、事業者、市役所職員対象の男女共同参画に関する研修を開催し、意識啓発に努める。 ・市内中学校を対象にデートDV防止のための啓発講座を行う。 ・男女共同参画絵がみコンクールを実施する。	人権推進課		・茨城県ダイバーシティ推進センターから講師を派遣してもらい、係長級職員を対象としたダイバーシティ研修会を令和5年3月23日（木）に行った。（参加者34名） ・冬休みに小学5年生と中学2年生を対象に、男女共同参画絵がみコンクールを実施。小学5年生は344作品、中学2年生は505作品の応募が寄せられた。小学生の部と中学生の部の各入賞者には賞状と記念品を学校経由で贈った。（昨年度：小学5年生523件、中学2年生417作品）		・部下と上司をつなぐ係長級職員に研修を行い、ダイバーシティ(多様性)について市役所内部で共通の理解、認識ができるように図った。 ・市内の小中学生に、性別に関わらずお互いを尊重しあう意識づくりや職業選択等の男女共同参画について考えてもらう機会となった。							
		【男女共同参画推進計画の推進】 男女共同参画社会の実現に向けて市の目指す方向を明らかにし、進捗状況を管理することで男女共同参画の意識づくりを行う。	人権推進課	令和4年度は守谷市男女共同参画推進委員会を以下の日程で2回実施した。各回の内容は右記のとおり ・令和4年6月28日（火） ・令和4年9月21日（水） 「守谷市ダイバーシティ宣言」を制定するための会議を2回開催した。 ・令和4年8月19日（金） 令和4年度第1回守谷市男女共同参画推進会議検討会（参加者：男女共同参画推進会議検討委員等） ・令和4年9月6日（火） 令和4年度第1回守谷市男女共同参画推進会議（参加者：市長、教育長、各部長等）		・第三次守谷市男女共同参画推進計画の進捗状況について報告し、各団体の代表や市民の方から意見をいただいた。（1回目） ・市役所内で検討した守谷市ダイバーシティ宣言についての諮問、答申を行った。（2回目） ・一人ひとりが尊重され、多様性が受容される「ダイバーシティ社会」の実現に向けて令和5年3月23日（木）に「守谷市ダイバーシティ宣言」を制定した。 ・翌日の3月24日（金）には「いばらきダイバーシティ宣言」に賛同した。		「男女共同参画推進委員会」の男女別の構成や年齢層はどうなっているか。若年層、女性の意見が反映できる構成になっているか。	「男女共同参画推進委員会」は男性4人、女性6人となっており、年齢層は40代～70代となっている。男女共同参画推進委員の選任にあたっては、「男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないようにしなければならぬ。」とのことから、このような構成となっている。					
		【両親学級】 第1子の夫婦を対象に妊娠・出産・育児の講義や実習を行い、パートナーとの関係を見つめ直し、尊重し合うことの大切さや夫婦の協力について考える機会を提供する。	保健センター	年14回 参加人数284人（男性142人、女性142人） （昨年度：243人、男性123人、女性120人）		昨年度までの土曜日開催に加え、平日の開催日を新設したため、実施回数が増えた。実施内容は、沐浴体験と産後の生活を考える動画視聴の二本立てで、産後うつについての周知もした。多くの参観者から、学級に参加したことで、産後の生活を夫婦で考えるきっかけとなったとアンケートで回答を得た。								
		【道徳教育を中心とした男女平等教育の実施】 ・道徳の時間を通して、特に学習指導要領（道徳）内容項目2「主として他人とのかかわりに関すること」における道徳的価値を深めていく。また、学校の教育活動全般を通して望ましい人間関係づくりや、男女相互理解を推進していく。	教育指導課	・各学校において年間指導計画に基づき、道徳の時間を通して道徳的実践力の育成に努めた。 ・様々な学校行事を通して、男女が互いに尊重し、協力していく態度の育成に努めた。 ・保幼小中高一貫教育の取組の一環として、中学校区ごとに道徳教育計画を策定した。		・どの学校においても男女が協力して活動する場面が多く見られた。異性を尊重し、互いに協力して助け合おうとする態度が養われている。								
イ	女性に対する暴力の防止	【住民基本台帳事務における支援措置】 DV、ストーカー行為等の被害者の保護のため、支援措置申出により、被害者（申出者及び併せて支援を求める者）に係る住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写し等の交付制限を行う。	総合窓口課		R5.3月末現在 支援措置実施件数 69件（内 当市受付33件、他市から依頼36件） （昨年度：58件） 申出者及び併せて支援を求める者 合計140名（内 当市受付66名、他市から依頼74名）（昨年度：117名）		・当市受付33件中、男性の申出者は7件 ・他市から依頼36件中、男性の申出者は6件 ・DV、ストーカー行為、児童虐待の他に家庭内不和などの理由による申出件数も多い			住民基本台帳の閲覧制限、支援措置導入後の効果確認、アフターケアはあるか。		被害者の住所地を加害者が知りえる手段を排除している制度である。アフターケアについては、DV相談等で実施することになる。		
		【DV被害者に対する支援措置】 DV被害者の相談業務を随時行う。必要に応じて各課との連絡調整、緊急避難の支援等を行う。	市民協働推進課		20件の相談を受け対応した。大事に至る案件は、発生しなかったが関係課との連携等を図り相談業務を行った。（昨年度：3件）		DV被害者に対する支援は緊急避難だけでなく、避難後の生活及び子どもの安全の確保など福祉面での支援が必要になる。そのため、対応する職員の専門性の確保が課題である。研修等の参加を通じ、実践的な支援方法のスキルアップに努めていく。							
		【市営住宅配偶者被害者優先入居】 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に該当する者を優先入居させる。	建設課		該当者なし。		当市の市営住宅は66戸であり、被害者の優先入居は、空き状況により左右されるため、県営住宅との連携に努める必要がある。							
ウ	地域活動における男女共同参画の促進	【市主催の会議における保育ルーム設置】 市主催の事業で市長が必要と認めた場合は保育ルームを設置する。	人権推進課		「ベアレント・トレーニング講演会」ほか各種事業において保育ルームを設置した。 24件 61名（対象乳児数及び保育サポーター数） （昨年度：9件 20名）		令和4年度から、もりやファミリーサポートセンター事業がアクティオ株式会社に業務委託されたことに伴い、保育ルームの設置に係る取りまとめを人権推進課で行うことになった。1年間保育ルーム事業を担当したが、はたして人権推進課が管轄すべき事業であるのかという疑問が生じたため、子育て支援の主管である、のびのび子育て課と検討する必要がある。							
		【学校行事における男女平等教育の実施】 ・文化祭や運動会（体育祭）において、男女混合グループによる発表や男女混合の種目等を実施する。また、校外学習や社会科見学では、男女混合でグループを構成し、協力して見学や体験を行う。	教育指導課		・コロナ禍の中でも、感染対策を十分に行之い、各校で各種学校行事、教育活動を通して、男女混合のグループによる体験活動等を実施した。		・各種学校行事を通して、協調性や自己有用感などが養われている。			学校行事の性差別はないものと思いますが、障がい者にはどういう対応が取られているか。	障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享受・行使することを確保するために、各校の実態に応じて保護者と連携し調整することで、その状況に応じて様々な配慮を行っていく。			
エ	男女が働きやすい環境づくりの推進	【審議会等委員への女性の参画促進】 第三次守谷市男女共同参画推進計画において、令和9年度までに、審議会等における女性委員の割合の目標値を40.0％としています。また、「各種審議会委員等の選考に関する運用基準」を設け、女性委員の登用を推進しています。	総務課		【審議会等委員への女性の登用状況】 （令和4年4月1日現在） ・審議会等の和数：32（昨年度：33） ・委員総数：377名（昨年度：387名） ・女性委員数：110名（29.2％）（昨年度：109名（28.2％））		【課題】 学識経験者等で継続が必要な委員が多いことから、女性登用が困難な委員会がある。 【対策】 改選時や公募委員決定時に女性委員の登用を広く周知する。							

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容		(3)	事業実施状況（令和4年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6)	質疑内容	(7)	回答内容
	子どもの人権													
ア	健やかな成長を支える教育環境の整備		【中高生保育体験及び子育てボランティアの受け入れ】 中学生の保育体験や職場体験、夏休み期間中の保育ボランティア等を積極的に受け入れ、乳幼児とのふれあいの機会を通して、将来の職業に保育士を選んでもらうことや新しい家庭を持ち、命を育んでいくことの大切さを啓発する。	土塔中央保育所	学生ボランティアの受け入れを行う。 内容：乳幼児の子どもたちと一緒に遊んだり基本的な生活習慣の介助を実施。 学生ボランティア1名。（昨年度：2名）						ボランティアへの参加者も少なく施策の効果が上がっていないことが見て取れる。施策の見直しが必要ではないか。	コロナ禍で夏休みのボランティア受け入れを断念したところである。 保育所は0歳の乳児から幼児が過ごす大事な生活の場であることはもちろん、地域社会に溶け込み保育機能だけでなく、入所児の安全管理を十分に行之い、交流活動も取り入れ地域住民に貢献ができる場になるよう努めて行きたいと考えている。 令和5年度は、夏休みの中高生の保育体験を市の広報誌、市ホームページを使った広報活動をおこない募集している。中学生の職場体験も受け入れを行う。今年度はコロナ前の生活様式に戻るので、コロナ以前の参加者が見込まれると考えている。		
				北園保育所	主に市内中高生等を対象として、個別の申し込みにより子育てボランティアの受け入れを行うが、今年度の希望者はなし。 職場体験はなかったが、保育士が学校に出向き、職業（保育士）の良さや仕事内容について講演を行った。（公立保育所代表者1名） ※公立保育所での受け入れ人数 ボランティア 0名、職場体験 0名 合計 0名 (昨年度： 2名 0名 2名)	公立保育所において中学生の保育体験や職場体験及び子育てボランティアを受け入れることにより、学生等が乳幼児と触れ合う機会を提供し、保育の楽しさや子育ての大切さを体験させることができる。また、学生に保育の楽しさ等の講演をすることで、将来の職業として興味や関心を持ってもらえるよう工夫していく。今後も乳幼児と触れ合う機会を提供することで、より多くの方に子育て支援の機会を提供していく。			課題対応で今後工夫して行くところがある具体的な方策は何か。	より多くの方（学生）がボランティアに応募してくれるよう、情報発信の方法を考えていく。				
			【各種体験活動の実施】 ・児童生徒が主体となって参加できる各種体験活動を通して、心豊かな児童生徒を育てる。	教育指導課	・み＝身支度、そ＝掃除、あ＝あいさつ、じ＝時間を守る、からなる「あじみそ運動」「あじみ運動」を中心に基本的な生活習慣や責任感等の育成を図った。 ・各校において「いじめをなくそう仲良し週間」を通して、児童生徒が主体的に思いやりや誰もが尊重される学校や地域社会をつくっていかうとする意識を高めた。	・児童生徒主体の委員会活動や係活動を通して、思いやりの心や協調性、責任感等が養われている。			「あじみそ運動」「いじめをなくそう仲良し週間」の活動を通じて協調性、責任感が養われたとあるが何を持ってそのように思えたのか。 又今後の課題は何か。	「あじみそ運動」の掃除については、多くの学校が黙働に取り組んでいる。自分の担当箇所を一生懸命掃除する児童生徒の姿から、責任感が培われている様子が窺えた。 5月に第1回を実施した「いじめをなくそう仲良し週間」については、各校の先生方に実施後の振り返りを行ってもらっている。その中には、異学年交流等を通して、学校全体で協調性が育まれている様子ができたと記されていた。 特に、いじめ防止に関しては、様々な場面において、どのような行動をとることが適切かを考えていく機会を、道徳や学級活動等で実施していく必要があると考えている。				
イ	子どもの権利が尊重される環境づくり		【人権を意識した校内環境づくりの充実】 ・校内掲示物や教室環境、言語環境等における、人権に配慮した環境づくり及び点検を行っていく。	教育指導課	・計画訪問（各校1回）の全体会において、校内掲示物や言語環境に対しての指導、助言を行った。	・教室内の掲示物は、個人作品を掲示せず、データとして閲覧できるようにする。 ・言語環境においては、教職員が更に意識して取り組んでいく必要がある。				教室内の掲示物は、個人作品を掲示せず、データとして閲覧できるようにするとあるが、詳しい説明が欲しい。	児童生徒に配付されているタブレット端末を利用して、クラウド上に保存されている作品を閲覧することができるようにしている。児童生徒は完成した作品を撮影し、クラウド上に保存することで、お互いに作品を鑑賞することができている。			
											「言語環境」とはどうか。	計画訪問では教職員に向けて、児童生徒と関わる際に、適切な言葉遣いをしているかを振り返ってもらう機会を設けている。何気ない一言が児童生徒を深く傷つけてしまうことを自覚して、教育活動にあたってもらうように努めている。		
			【人権教育を推進するための教育計画作成・研修の実施】 ・人権教育の全体計画、推進計画、年間指導計画の見直しと計画的・継続的な研修を行っていく。	教育指導課	・各校、人権教育計画に沿って、教職員が人権感覚を高め一人一人を大切にした学級経営を充実させている。また、法律の理解、言語環境の研修等を実施している。	・人権教育における各計画の見直しは適切に行われている。								
			【情報発信と保護者・地域社会との連携】 ・学校・家庭・地域社会と連携を図り、人権課題の正しい理解と啓発活動を推進するために、積極的に情報公開を行い、信頼される学校づくりを進めていく。	教育指導課	・ホームページや各種便りでの情報公開、発信については、各学校とも積極的に行っている。 ・コロナ禍の中、学校公開日や授業参観日が通常実施ができないので、分散しての授業参観やオンラインで授業参観をするなど、各校工夫して児童生徒の学校での様子を保護者が確認できるようにしている。 ・各学校ともホームページに、「いじめ防止基本方針」を掲載している。	・情報公開、発信を通して「開かれた学校づくり」に努め、誰もが尊重される学校づくりを継続していく。			守谷市は「ヤングケアラー」について問題はないか。守谷市でもこういう問題を抱え、悩んでいる生徒・児童があるのではないのか。経済的に困窮している家庭、障がい者、病人の家族の介護の為、学校行事や活動も十分に参加出来ない生徒がいるのではないのか。市の支援策からそういう児童・生徒は漏れていないか。	様々な家庭環境に置かれている児童生徒がいることを念頭において、注意深く見守っていくようにしていく。虐待案件等とも併せて、関係機関（のびのび子育て課、家庭児童相談室 等）と連携し、市内小中学校が抱え込んでしまわないように努めていく。				

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容		(3)	事業実施状況（令和4年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6)	質疑内容	(7)	回答内容
ウ	いじめや不登校等に関する取組	【家庭児童相談事業】 家庭や学校の問題、育児の問題など、適正な児童育成、家庭福祉の向上を図るための相談を行う。		のびのび子育て課	児童相談（R5年3月31日現在） 相談件数159件（昨年度：134件） ※出張相談 南守谷児童センター（毎週金曜日） 守谷駅前親子ふれあいルーム（毎月第2水曜日）	子どもの問題や育児の問題など様々な相談に対応することで、不安の解消につなげることができた。 不登校の相談については、登校や相談室に来所することが難しい児童に対してオンライン相談を実施し、児童の状況に応じた形態での相談対応をすることができた。 また、出張相談を実施することにより、児童、保護者の双方と身近な場所での相談を実施することができた。								
		【各中学校区生徒指導部会の開催】 ・いじめや不登校に関する情報交換や校区内での共通支援に向け、定期的に部会や研修を行う。		教育指導課	・必要に応じて、各中学校区3～4回の生徒指導部会を行い、いじめや不登校の未然防止や解消に向け情報交換等を実施している。 ・各校のケース会議等に総合教育支援センター相談員、教育委員会が参加し、支援内容について共有を図っている。	・教職員の不登校に対する早期発見、早期対応の意識が高くなったが、学校の支援やサポートだけでは対応できない状況も見られる。		中学校区生徒指導、「必要に応じて」とは事案が発生した時ということか。誰が どういう時に必要と認める 仕組みになっているのか。 事案が発生した後では遅く、なるべく予防的な視点から、「定期開催」が必要ではないか。	事が起きてからということではなく、定期的に情報交換することで、未然防止に努めていく。参集の会議が難しい場合にも、担当者同士では日頃から情報交換を行うようにしていく。また、各校においては毎月、いじめ対策会議を開催したり、不登校児童生徒については学年会等で、常に情報交換を行っている。					
		【いじめ実態調査】 ・毎月各小中学校で調査を行う。いじめの認知件数、解消件数、継続支援件数、及び内容や援助指導の状況等を把握し、いじめの早期発見、早期対応に努めていく。		教育指導課	・各校及び教育委員会にいじめ対策本部を設置し、いじめの早期発見、対策、解消に向けて組織で対応するために、毎月校内いじめ対策会議を行っている。 ・総合教育支援センターに配置となつたいじめ対策指導員が毎月1回、各校の校内いじめ対策委員会に参加し、いじめの未然防止、早期対応において的確なアドバイスを行い、支援体制の更なる充実を図っている。 ・毎月各小中学校からいじめ認知調査についての報告を受け、学校・教育委員会、いじめ対策指導員及び関係機関が連携をし、いじめの早期対応に努めている。	・毎月、校内いじめ認知報告とともに議事録を作成し、組織で事案の検討、対応が図られるようになった。 ・いじめ認知件数が増加している。各校、早期発見・対応に尽力している成果が見られる。 ・児童生徒の中に、「いじめを許さない」という意識が高まってきている。 ・今後も継続支援が必要である。		いじめは必ずしも生徒間ばかりでなく、先生と生徒間、さらには先生の間にもある問題である。またこどもの人権を守るうえで「教師」の役割は非常に大きいものがある。こどもは先生を100%信頼している。その先生に、教師間のモラハラ、セクハラ等の問題があるようではこどもの人格形成にも影響をきたす。又、教師自身の人権尊重という視座からも教育界全般として教師・先生への啓発、研修機会を今以上に強化、深化させて行く必要があるのではないか。	各校では、コンプライアンス研修を実施している。その中で、御指摘いただいているハラスメントに関することや、人権尊重に関する内容も取り扱っている。茨城県教育委員会から出ている人権教育指導資料「みんなえがお」等を活用しながら、教職員の研修を進めていく。					
エ	児童虐待の防止	【住民基本台帳事務における支援措置】 児童虐待の被害者保護のため、支援措置申出により、被害者に係る住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写し等の交付制限を行う。	総合窓口課	R5年3月末現在 ※女性の人権 イ 女性に対する暴力の防止 支援措置実施件数と重複					住民基本台帳閲覧制限措置を行ってどのような効果があったか。	被害者の住所地を加害者が知りえる手段を排除することができることである。				
		【虐待の早期発見と予防の啓発】 守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会を通して、虐待を受けている児童や養育支援を必要とする家庭を早期に発見して適切な支援を行う。	のびのび子育て課	R2年度より設置した子ども家庭支援拠点の事務局を中心に、守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会会議、ファミリーサポートセンターのサポーター研修、広報等で虐待の早期発見と予防の啓発をした。 虐待の窓口を「保護者を守る相談窓口」と名称を改変し、市民がより相談しやすい環境になるよう努めた。	特に要支援児童の相談が増加し、支援が必要な子どもや家庭に対して、保健センターや学校等の関係機関などと連携を取りながら支援を実施することができた。 また、支援におけるオンライン相談の活用によって、時間的・物理的な制約などで来所することが難しい相談者への対応が可能になった。 今後も虐待の未然防止、育児不安の解消を第一に考え、これらの家庭を支援する体制を堅持していく。									
		【守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会会議の開催】 代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議・進行管理会議を開催し、ネットワークの強化、虐待事例の情報共有、虐待対応技術の向上を図る。	のびのび子育て課	会議実施状況（令和5年3月31日現在） 令和4年6月15日(水) 代表者会議 令和4年6月22日(水) 第1回実務者会議（未就学児関連機関） 令和5年1月18日(水) 第2回実務者会議（未就学児関連機関） 令和4年6月29日（水） 第1回実務者会議（学齢児関連機関） 令和5年1月25日（水） 第2回実務者会議（学齢児関連機関）			「子ども家庭支援ネットワーク会議」から上がってくる事案で人権にかかわる事案はどう対処されているのか記載がない。関連事案があった筈で、その内容を記載する必要があったのではないか。	DV等を伴う事例があり、被害者の気持ちを大切にしながら一時保護等の対応を実施している。						
		【虐待等に関する相談】 家庭相談員や虐待相談窓口の職員による相談・支援を行う。	のびのび子育て課	虐待等に関する相談（令和5年3月31日現在） 要保護相談（虐待）32件 要支援相談（養護）96件 （昨年度：30件 69件）	通報を受け、児童の安全確認を迅速に実施した。必要に応じ児童相談所での一時保護措置や守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会を通じて見守りを行うことができた。									

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	(3)	事業実施状況（令和４年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(１)を今後実施する予定がある場合の事業名とそ の内容	(6)	質疑内容	(7)	回答内容
高齢者の人権													
ア	虐待の早期発見・対応	【地域包括ケアシステムの構築】 地域で高齢者が安全で安心に生活できるよう、地域で互いに支えあう豊かな街づくりを行う。	健幸長寿課	・「見守り活動等に関する協定」を60事業所と結び拠点を整備している。 ・見守り活動等協力事業所情報交換会 令和４年度はコロナ感染対策のため書面にて実施 ・地域包括支援センターの職員を対象とした虐待対応の研修会や、ケース検証を行った。１１名（ 昨年度：８名 ）	高齢者虐待は、予防、早期発見・早期対応が重要であるため、医療機関、介護サービス事業所等との連携及び啓発を強化する必要がある。そうすることで、「虐待の疑い」の段階で通報しやすい体制となることだけではなく、虐待予防にも繋がると考えられる。								
		【高齢者権利擁護事業】 高齢者虐待防止に関する啓発を進めるとともに、虐待への対応や防止、養護者への支援を行う。	健幸長寿課	・事業所の介護支援専門員、民生委員、家族、本人等からの高齢者虐待に関する相談を受け、対応した。 令和４年４月～令和５年３月：通報件数２１件 認定件数１１件 (昨年度は認定件数３件)	介護保険事業所による、虐待への認識に差があるため、包括支援センターと協働し、研修会等開催し、虐待防止の啓発を継続する必要がある。		課題、対策及び効果にある「介護保険事業所による虐待への認識に差があるため」とあるが、どのような差なのか。	虐待への認識の差については、通報の重要性の差となっている。認識の差がある事業所は、事業所の判断で虐待だと思ふ事案のみ通報するということが見受けられる。虐待と認定するのは市であるため、事業所が虐待の疑いの時点で市や地域包括支援センターに通報してくれることを望んでいる。通報をこまめにしてくれる事業所もあれば、まったくない事業所も見受けられるため、研修をとおし、市・地域包括支援センターと介護保険事業所と虐待防止に向けた研修を継続し、差の解消を行っていく。 【参考】 全国比10万人に対する高齢者虐待認定数(通報数)38.6件(79.5件) 守谷市比10万人に対する認定数(通報数)65.9件(125.9件)					
										課題、対策及び効果欄の「虐待への認識の差」は重大事案に繋がり兼ねないと認識し、高齢者の人権保護、尊厳の確保には旧に倍する介護事業者への啓発、研修が必要ではないか。	意見のとおり、これまでに参加していない事業所には声をかけ参加を促す。		
イ	権利擁護事業の推進	【高齢者権利擁護事業】 高齢者の成年後見制度などの権利擁護に関する相談対応を行う。	健幸長寿課	高齢者の成年後見制度利用に関する相談を受け、対応した。 令和４年４月～令和５年３月：４２件（健幸長寿課） (昨年度：４６件) 守谷市北部・南部地域包括支援センター対応件数：３３件 ・地域包括支援センター・社会福祉協議会の職員を対象とした成年後見制度の研修会（連絡会）を実施した。 期日：６月・９月・１２月・３月 ５名×４回=延べ20名参加 内容：成年後見・任意後見制度とは、法定後見制度の現況、後見人の実務について（ 昨年度：８名 ）	成年後見制度を知らず、相談に結びつかないケースもあるため、市民への講演会や事業所のケアマネジャーへの研修を行い制度の周知に取り組む。 そうすることで、権利が守られ、自立し安心した生活を営むための支援につなげることができる。								
		【成年後見利用支援事業】 成年後見制度の利用が必要だが、家庭裁判所の申し立て手続きができない高齢者を対象に、市長が申立人になることや低所得者には費用の助成を行う。 市民に対する成年後見制度の普及啓発を行う。	健幸長寿課	・守谷市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定に基づき、要支援者に対する支援を行った。 令和４年４月～令和５年３月：１件（市長申立て） (昨年度：１件) 親族支援数は、８件（ 昨年度：１５件 ） 市民向け講演会の開催 １回 参加５０名（ 昨年度：無 ）	成年後見制度を知らず、相談に結びつかないケースもあるため、市民への講演会や事業所のケアマネジャーへの研修を行い制度の周知に取り組む。 そうすることで、権利が守られ、自立し安心した生活を営むための支援につなげることができる。 成年後見制度普及啓発のための市民向け講演会を新たに実施し、継続的に開催していく。		事業実施状況にある実績を見ると、市の普及イメージと市民の要求イメージはギャップがあるのか。まだまだ理解されていないのか。	市長申し立ての件数については１件ではあるものの、相談数については毎年度大きな増減はなく実施している。また、相談の内容も、説明後は申し立てへ進むことが多いことから理解が進んでいると考えられる。 【参考】 相談数：R2 46件 R3 46件 R4 43件					

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容		(3)	事業実施状況（令和4年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(1)を今後実施する予定 がある場合の事業名とそ の内容	(6)	質疑内容	(7)	回答内容
高齢者の人権														
イ	権利擁護事業の推進	【 成年後見利用支援事業 】 成年後見制度の利用が必要だが、家庭裁判所の申し立て手続きができない高齢者を対象に、市長が申立人になることや低所得者には費用の助成を行う。 市民に対する成年後見制度の普及啓発を行う。		健幸長寿課	・守谷市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定に基づき、要支援者に対する支援を行った。 令和4年4月～令和5年3月：1件（市長申立て） （昨年度： 1件） 親族支援数は、8件 （昨年度：15件） 市民向け講演会の開催 1回 参加50名 （昨年度：無）		成年後見制度を知らず、相談に結びつかないケースもあるため、市民への講演会や事業所のケアマネジャーへの研修を行い制度の周知に取組む。 そうすることで、権利が守られ、自立し安心した生活を営むための支援につなげることができる。 成年後見制度普及啓発のための市民向け講演会を新たに実施し、継続的に開催していく。				守谷市はこの制度の運用が非常に遅れていると感じる。市長申し立てが僅か1件では、制度利用に門戸を閉ざしていると同じである。運用に慎重なのか条件審査が厳しいのか、近隣自治体と比較しても非常に少なく、守谷に住む人が後見を必要としない恵まれた人ばかりだとは思えない。生活保護、成年後見の制度利用の更なる促進を図り、市職員、支援センター職員への啓発、研修が急務です。制度さえ知っていれば救われた人がいたのではと危惧する。		市長申し立てについては、厚労省の通達により、本人から見て2親等または3親等の親族がいない場合、または協力が得られない場合に市長申し立てを行うこととされており、それに沿い、成年後見制度の利用が必要な方がいた場合には、親族調査を実施し、市長申し立て、または親族申し立て支援の実施を行う。 令和4年度は、市長申し立て検討案件は4件あり、うち3件は親族調査の結果、親族における申し立て意思の確認があり親族申し立て支援へ移行し、親族のいない1件が市長申し立てとなった。 市長申し立ての件数については1件ではあるものの、親族申し立て数は8件である。 茨城県内での令和4年度の市長申し立て総数は156件であり、守谷市人口で割りかえすと3件程度である。 今後も成年後見制度利用促進のため制度利用の必要な方を把握し、スムーズな親族申し立て支援・市長申し立てを行う。	
		【 地域包括ケアシステムの構築 】 【再掲】 高齢者が安全で安心に生活できるよう、地域で互いに支えあう豊かなまちづくりを行う。		健幸長寿課	・「見守り活動等に関する協定」を60事業所と結び拠点を整備している。 ・見守り活動等協力事業所情報交換会 令和4年度はコロナ感染対策のため書面にて実施 ・地域包括支援センターの職員を対象とした虐待対応の研修会や、ケース検証を行った。11名 （昨年度：8名）		高齢者虐待は、予防、早期発見・早期対応が重要であるため、医療機関、介護サービス事業所等との連携を強化する必要がある。 そうすることで、「虐待の疑い」の段階で通報しやすい体制となる。							
		【 総合相談事業 】 地域包括支援センターが、地域の相談窓口として高齢者のあらゆる相談を受ける。		健幸長寿課	委託の地域包括支援センターを2か所において、高齢者の総合相談に対応し支援を実施した。 令和4年4月～令和5年3月の実績 延べ3,307件（実1,340件） （昨年度：実1, 351件）		地域包括支援センターの職員が、市や関係機関、民生委員などとの連携を通じ、高齢者とその家族の支援に対応できる体制を整備する。また、地域に向くことで相談しやすい環境を作ることができる。							
ウ	地域での相談・支援体制の推進	【 認知症サポーター等養成事業 】 認知症についての理解を深めてもらい、できる範囲での支援を行う認知症サポーターを養成する講座を開催する。		健幸長寿課	まちづくり協議会や一般公募等において実施した。 令和4年度の養成実績 10回、延べ181人 （昨年度：4回、延べ80人）		認知症を正しく理解した「認知症サポーター」を養成することで、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者による支援を広げることができる。							

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	(3)	事業実施状況（令和4年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6)	質疑内容	(7)	回答内容
	障がい者の人権												
ア	障がいのある人への理解促進と社会参加への支援		【市職員への採用】 障がい者の自立と社会参加の促進を目指して、計画的な職員採用を行っている。	総務課	【常時勤務の障がいのある市職員数】 (令和4年6月1日現在) ・重度身体障がい者：4名（昨年度：4名） ・重度身体障がい者以外：6名（昨年度：8名） ・精神障がい者：2名（うち会計年度任用職員1名）	【課題】 障がいのある市職員が働きやすい職場環境の整備（ユニバーサルデザインなど）。障がいの特性を生かした職域開発。 【対策】 ・守谷市公共施設等総合計画において、施設改修時等に提案・検討していく。 ・障害者活躍推進計画に則り、障がい者の職場環境の向上に努め、計画的な職員採用を行う。							
			【精神保健事業】 こころの病に対してテーマを決めて正しい知識の啓発を実施している。	保健センター	自殺対策の取組として、母子保健推進員を対象にゲートキーパー研修を実施。母子保健推進員29名が受講した。	受講者がうつ病や自殺に関する基礎知識を学び、ゲートキーパーの養成を行うとともに、ゲートキーパー自身の負担軽減、セルフケア知識・技術の向上が期待できる。			「ゲートキーパー」とはどのようなことをするか。詳しい説明を求める。 精神を病んだ人で自死を選んだ例はあるか。	「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。特別な資格は必要ない。誰でもゲートキーパーになることができる。ゲートキーパーは「変化に気づく」「じっくりと耳を傾ける」「支援先につなげる」「温かく見守る」という4つの役割が期待されています。 悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援することが重要である。 自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められた末の死であると考えられている。自殺の危機要因となり得るものは、健康問題、経済・生活問題、家庭問題、勤務問題、学校問題、男女問題等様々であり、自殺で亡くなった方は平均で3.9個の危機要因を抱えていたとの調査結果もある。 自殺者の通院歴や病名など詳しい情報については、本人や家族から相談がない場合は保健センターで把握できるものではない。精神疾患そのものが自殺の原因というよりも、複数の危機要因を抱えた末に、うつ状態となり自殺に至るものと考えられる。			
			【守谷駅自由通路及びペDESTリアンデッキの清掃】 障がい者の自立及び社会参加を支援するとともに、障がい者の福祉の増進に寄与する。	建設課	障がい者2団体が自由通路を清掃する。 特定非営利活動法人　なごみ：　　141回　　273人 （昨年度：153回　253人） 守谷市障がい児父母の会　　　：　157回　501人 （昨年度：156回　498人） 障がい者1団体がペDESTリアンデッキの清掃をする。 特定非営利活動法人　なごみ：　　　92回　175人 （昨年度：　83回　159人）	TX開業時より実施している。今後も継続することで、障がい者の福祉の増進に寄与する。							
			【障がい者週間の周知】 障害者基本法により、毎年12月3日から12月9日まで「障がい者週間」が規定されているが、この期間中、庁舎正面に懸垂幕の掲出をし、広報に関係記事を掲載するとともに、障がいに対する勉強会や講演会を開催し、障がい者への理解促進を図る。	社会福祉課	・市広報紙に関連記事を掲載。 ・市役所正面玄関に懸垂幕を掲出。 ・市役所市民ホールで事業所紹介コーナーを設置。 ・市役所庁舎内モニターにて、障がい者週間のPRを実施。 ・守谷中央図書館にて、障がい者団体の活動状況や作品を展示。 ・イオンタウン守谷1階スポーツデポ前にて、守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会をはじめ、関係団体のパネルを展示。	障がい者週間をはじめ、様々な機会を通じて障がいについての理解促進・啓発を実施することにより、障がいの有無によって分け隔てのない社会の実現を目指す。							
			【就労移行支援事業の利用促進】 市内の事業所にて就労移行支援事業を実施しており、ハローワークと連携し、就労に結び付けられるよう支援を行っている。	社会福祉課	市内の6事業所（守谷市障がい者福祉センター、ゼロポイント、ワークショップリベルテ、iforwardもりや、ぼんてヴィータ、アドバンス）において就労移行支援事業・就労継続支援事業を実施しており、就労に結び付けられるよう支援を行っている。	実際に就労に繋がるケースが少ないため、ハローワークや企業と連携して、障がい者雇用の拡大を目指す必要がある。			「障がい者が仕事に就けるケースが少ない」とあるが、どこに問題点があると把握されているか。 障がい者のスキル訓練など適性にあった支援が上手く行われているか。就労の喜びという精神面からのサポートは適切且つ十分か。	利用者の支援においては、必ず個別支援計画を作成し、定期的に面談を行い、評価（モニタリング）を行っている。就職を強く希望される方には、ハローワークや現場実習、求職活動等への訪問に付き添ったり事業所の努力は見られる。問題としては、障がいの特性を理解し、受け入れられる企業数が限られてたり、障がい者自身が就職を希望する企業が少ないことが考えられる。もちろん、事業所におけるさらなるサポートは必要と考える。			

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	(3)	事業実施状況（令和４年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6)	質疑内容	(7)	回答内容
	障がい者の人権												
イ	障がいのある方の権利擁護と自己決定の尊重		【精神保健事業】 当事者、家族からの相談を実施している。相談者が自分の生活について自己決定ができるようにする。	保健センター	こころの健康相談を実施 ・定例相談日は月１回、その他随時相談を受け付けている。 ・対象者は１０代～８０代と幅広く、相談内容は精神疾患に関することや、生活上の不安等、多岐に渡る。 【実績】 定例相談 面談 延３件（昨年度：５件） 随時相談 面談 延９５件、訪問 延３７件、 電話 延３９３件（昨年度：４３５件）	受診援助や不安への寄り添い等、相談によってその人らしい生活を保てるように支援している。 家族関係も複雑になっており、関係機関と連携し、家庭全体を支える必要がある。ケース会議を実施し、虐待、貧困等の支援担当課との連携強化を図っている。							
			【成年後見制度利用支援事業の実施】 障がい者の権利を擁護するため、守谷市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき支援事業を行っていく。	社会福祉課	令和４年度実績：１名。（昨年度：２名）	更なる制度の周知を図っていく。							
			【障がい福祉サービス利用の支援】 障がい者が必要とする障がい福祉サービスの利用を支援するために、「障がい者福祉のしおり」において事業所の一覧を掲載し、利用できる福祉サービスの周知を図っていく。	社会福祉課	障がい者が必要とする障がい福祉サービスの利用を支援するために、「障がい者福祉のしおり」「守谷市障がい福祉事業所ガイドブック」において事業所の一覧を掲載し、また、窓口に各事業所のパンフレットを配布するよう便宜を図り、事業所の周知を図っている。 また、守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会の展示コーナーを庁舎に設けるほか、同会が作成したマップ（市が補助金を交付）やパンフレットを配布している。	しおりやガイドブックを配布することで、初めて手帳を取得またはサービスを利用する人への理解を促進することができる。 サービスの内容や事業所等に変更がある場合は、その都度更新する必要がある。		スポーツ支援、趣味等を通じて自己実現と社会参加が目指せる機会を今以上に充実し、支援する必要があるのではないか。また市民、ボランティアにも支援を呼びかけ、インクルーシブな活動機会を増やしてはどうか。	障がい者にとって自己実現や社会参加の場となりうるスポーツ活動や趣味等を支援することは非常に重要であると考え る。 ご指摘のとおり、市民、ボランティアの支援を受けながらインクルーシブな活動機会を増やすにはどのようにしたらよいのか、その手法を考えていきたい。				
									外国人や障がい者の人たちと交流やふれあえる（理解しあえる）場所などの提供があると良いと思うがどうか。	外国人や障がい者と理解しあうことはインクルーシブな社会の実現において必要不可欠である。 そのためにどのような機会を設けるのがよいのか検討していきたい。			
ウ	生活環境ネットワークの形成		【守谷市地域自立支援協議会の活用】 平成２４年２月に守谷市地域自立支援協議会を設置し、数ヶ月に１回の頻度で障がい者支援や福祉サービスの利用について協議を行っている。また、住み慣れた地域で在宅の寝たきり・認知症老人、重度障がいのある要援護者が在宅サービスを利用できるように、福祉・保健・医療の各サービス機関が連携する在宅支援システムの構築を図っていく。	社会福祉課	令和４年度は５・７・９・１１・１・３月の奇数月に開催し、障がい者が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら生活していくことができるように、福祉・保健・医療の各サービス機関が連携する在宅支援システムの構築を図るよう協議を行った。	地域自立支援協議会の運営に関し、より積極的な支援ができるよう、障がい者や権利擁護等を専門的に協議する分野別部会の設置を検討する必要がある。							
エ	特別支援教育の充実		【特別支援教育就学奨励費】 就学のため必要な経費について、その費用の一部を補助する。特別支援学級在籍者が対象で、所得の審査を行っている。	学校教育課	令和４年度で、小学生７７名中学生１９名が認定を受けている。主な費目は、学用品通学用品購入費、新入学児童生徒学用品費、学校給食費を支給している。（昨年度：小学生６０名中学生２４名）	保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることができる。							
			【インクルーシブ教育の実施】 ・インクルーシブ教育の理解促進と充実を図る。域内の教育資源を組み合わせで共有し、障がいの有無に関わらず、誰もが平等に教育を受けるシステムであり、１人１人の児童生徒に細やかな支援を行う。	教育指導課	・各校、年４回の守谷市教育支援委員会向け、校内教育支援委員会を開催している。 ・各校で個別に支援が必要な児童生徒への合理的配慮の検討を行っている。また、実践や課題について共有化を図るとともに、各校の実態に応じた取組を推進している。	・特別支援学級、通常学級にかかわらず、支援が必要な児童生徒が等しく教育を受ける権利を保障していく意識が高まっている。 ・個別の支援が必要な児童生徒への指導・支援の充実を図るために、教職員の専門性の向上が課題である。		「合理的配慮」とはどういう意味か。障がいを持つ生徒指導への専門性を教職員に求めるのは、教職員に新たなストレスを与える事にも繋がりがねない懸念もある。行政はその場合どうサポートしていく考えか。	例えば、車椅子を利用している方のためにスロープやエレベーターを設置したり、文字の読み書きが困難な方に、教科書にルビを振ったり音声教材を使用したりとといった配慮を、過度な負担になり過ぎない範囲で提供することをいう。特別支援学級担当者のみならず、通常学級を担当する教職員にも特別支援教育に関する専門性を身に付けていくために、総合教育支援センターと連携しながら、研修の機会を提供していく。				
			【守谷市総合教育支援センターの活用】 ・教育全般や子育てに関するさまざまな問題、また小学校入学前のお子さんの心身の発達や就学に関わる相談を受け付け、支援を行う。 ・相談の対象を小学生から一般の方々まで広げ、幅広く相談に対応していく。	教育指導課	・教育相談や電話相談、各学校からの発達検査依頼に応じて、支援活動を行った。 発達検査実施件数： 未就学児童 １件（昨年度：１３件） 小学生 ５５件（昨年度：３１件） 中学生 １１件（昨年度：１３件） ・教育相談から、適切な教育支援につながるよう、関係諸機関との連携を図った。	・発達障害に対する保護者の理解が進み、検査を希望する件数が増えつつある。それに伴い、検査を行うことができる人員をさらに増やしていく必要がある。							

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	(3)	事業実施状況（令和４年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(１)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6)	質疑内容	(7)	回答内容
障がい者の人権													
		【市教育支援委員会による調査、審議】 支援が必要な児童生徒の適正な就学指導及びこれに関わる必要な事項について調査、審議し教育支援体制を整える。	教育指導課	・年４回（９月、１０月、１１月、１月）守谷市教育支援委員会（委員１５名、専門委員１３名）を開催した。 審議件数： 未就学児童 ３１名（昨年度：５７名） 就学児童生徒 ９９名（昨年度：９０名） ・保育所（園）、幼稚園、療育教室、守谷市総合教育支援センター等と連携し、未就学児の見取りを行った。	・通級指導教室が２校（守谷小・郷州小）に開設されている。今後も充実した支援ができるよう研修を重ねていきたい。 ・支援を必要とする児童生徒に対して、一貫した適切な教育支援が行えるため、「相談支援ファイル」を保護者に積極的に活用してもらえようにすることが課題である。				障がいを持つ児童生徒の「相談支援ファイル」を保護者にも活用できるようにしたいと課題欄にあるが、実際にはどうなったか。保護者から批判の対象にされかねないと抵抗する向きもあるのではないかと。	小・中学校においては、特別支援学級に在籍している児童生徒については、「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」を保護者と共に作成している。学年が上がるごとに、また小学校から中学校に進学する際に、保護者の方に了承を得た上で引き継いでいくようにしている。今後は、幼稚園や保育園の段階からそれらを作成していくことを目指しているが、その際には、保護者の方の想いに寄り添った対応をしていく必要があると考える。			
		【児童発達支援】 発達に心配のある就学前の児童及び保護者に対して、療育指導（個別指導・集団指導）を実施する。	社会福祉課	令和４年度実績 利用契約者数１４６名（昨年度：１３８名） 延利用人数２、０９１名（昨年度：２、０２９名） 集団指導については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から実施しなかった。	児童が日常生活における基本的な動作、知識技能を身につけることや、保護者が児童への接し方を学ぶことできるよう支援を行っている。								
オ	虐待の早期発見・対応	【障がい者虐待防止センターの設置】 平成２４年１０月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により、障がい者虐待防止センターを市に設置している。また、虐待を受けた障がい者の一時的な保護施設を市外施設に２箇所確保し、緊急的な措置に備えている。障がい者虐待への対応については、国で作成したマニュアルに基づき、県・警察と連携を図り、虐待の未然防止や虐待発生時の迅速な対応を図るよう体制を整備する。	社会福祉課	令和４年度は虐待が疑われるケースの通報が８件あった。障がい福祉サービス事業所と連携しながら、訪問や面談を行った。今後の生活等を考慮し、福祉サービスの調整等を行った。（昨年度：６名）	虐待の認定に関し、その内容や虐待を受けた障がい者及び虐待を行った養護者への支援方法等について、緊急時に円滑に対処するよう具体的な処遇を県や関係団体と連携し、職員のスキルアップを図る必要がある。				虐待が重大事案にならないよう、「職員のスキルアップ」の必要性が謳われているが、これは「事業所・介護施設の職員」という意味か。	市の職員を指している。障害者虐待防止法における市町村の責務として、虐待が発見され市町村に通報が入った際には、まず事実確認を行う。虐待の状況や背景を理解するためには、情報の十分な収集が重要である。こうして収集した情報を元に、組織として正確なアセスメントを実施することが、的確な判断につながる。虐待が重大事案にならないように、市職員には情報を聞き取る能力や的確な判断能力の向上が求められている。			
		【障がい者虐待防止への周知】 市において障がい者虐待防止に関するパンフレットを用意し、市内障がい福祉事業所、民生委員児童委員、地域自立支援協議会委員等に配布し周知を図る。	社会福祉課	相談支援連絡会や自立支援協議会において、障がい者虐待の防止について周知を行うと共に、障がい者虐待の防止及び早期発見・通報について、周知及び依頼を行った。									

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容		(3)	事業実施状況（令和４年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(１)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6)	質疑内容	(7)	回答内容
同和問題														
ア	差別意識の解消に向けた教育・啓発の取組		【同和対策啓発事業】 同和問題は、基本的人権にかかわる重要な問題であり、問題解決のためには、市民１人１人が、人権や差別について深く学び、正しく理解する必要がある。市民の正しい理解と認識を促進する手段として、啓発活動及び研修会等を実施する。また、同和関係運動団体が主催する研修会への参加を通して同和問題の早期解決に向けた取組を推進する。	人権推進課		・茨城県対応同和関係運動４団体が主催する研修会へ参加した。令和４年度は１４回の開催があり、１０５名が参加した。令和３年度には開催できなかった宿泊の研修も２回開催され、参加した。 （昨年度：８２名） ・茨城県と茨城県教育委員会が作成した人権問題啓発映画「ホーム」の上映会を会計年度任用職員と新規採用職員を対象に行った。（参加人数：８１名）（昨年度：正規職員３７０名）	人権が尊重された社会の確立に向けて、市の職員や教職員が人権問題を課題として捉え、豊かな人権教育を育むために、積極的に人権啓発や研修会に参加していく必要がある。							
イ	就労、産業を支援するための取組		【職業相談事業】〔再掲〕 ハローワーク常総との連携により、地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催。	人権推進課		年６回、ハローワーク常総の職業指導官による出張相談会を開催した。地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催した。広報、ポスター、ホームページでの周知のほか、生活相談員を通じてポスター・チラシなどの案内を地域住民に向け配布している。相談会の参加者：０人（昨年度：２人）	・ホームページに開催記事を掲載するなど、周知に努めているが、雇用情勢の変化（人手不足）やインターネットによる情報を得られることから、相談人数は少なくなっている。							
ウ	地域交流を促進するための取組		【東板戸井集会所施設維持管理事業】〔再掲〕 生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。	生涯学習課		生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。 定期使用：手編み、民謡、書道 定期使用以外：出前サロン、子供会、シニアクラブ、自治会等	施設の老朽化により計画的に補修等を行う。大規模改修が必要になった場合、他の施設との機能統合等を検討する必要がある。 補修等による環境整備を行うことにより、安全な活動場所の提供ができる。	【東板戸井集会所施設維持管理事業】 生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。						
外国人の人権														
ア	共生意識、異文化理解の促進		【国際交流推進事業】 青少年海外派遣、姉妹都市交流を行い、国際交流の推進を図る。	市民協働推進課		新型コロナウイルス感染症の拡大により、青少年海外派遣、姉妹都市交流事業は、中止となったが、国際姉妹都市であるマインブルク市とカード・動画の交換交流事業を実施した。 ・カード交換交流（守谷市２校、マインブルク市２校） ・動画交換交流（守谷市４校、マインブルク市１校）	新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業を中止せざるを得なかったが、オンラインという新しい手法で交流することができた。			守谷市在住の外国人の人口比率はどのくらいか		令和４年１０月１日現在、常住人口６９,４３４人中、外国人は１,２２６人。人口比率は１.７７％である。		
			【国際交流員事業】 国際交流員が企画するイベントや講座、また国際交流員の派遣事業を通じて異文化理解を図る。	市民協働推進課		国際交流員のドイツ料理教室や語学講座、イベント等を実施し、市民が異文化に触れ合う場を提供することができた。 ・ドイツ料理教室（１２回、１５０名）（昨年度：８回、９３名） ・スペイン料理教室（２回、２１名）（昨年度：インド料理教室１回、１７名） ・ドイツ語講座初級（２７回、２２６名）（昨年度：２９回、２６２名） ・ドイツ語講座初級ステップアップ（１１回、１５１名）（昨年度：無） ・ドイツ語講座中級（９回、３２名）（昨年度：２２回、１９４名） ・ドイツ語読解講座中上級（８回、４１名）（昨年度：８回、５６名） ・ドイツ語講座初心者（９回、４５名）（昨年度：無） ・ドイツ語体験講座（１回、３名）（昨年度：無） ・親子工作（２回、１６名）（昨年度：４回、９５名） ・オンライン英会話（１５回、１０６名）（昨年度：８回、４７名） ・夏のゲーム会（１回、８名） ・お話し（１回、１０名）（昨年度：２回、２９名） ・学校訪問（２回、１２７名）（昨年度：３回、４９名）	ドイツ料理教室に限らず他国の料理教室の開催、語学講座の土日開催、オンライン開催といった新たな試み、親子工作や大使館とのトークイベントの開催により、参加者を大きく増加させることができ、異文化理解の促進に寄与することができた。			外国人や障がい者の人々と交流やふれあえる（理解しあえる）場所などの提供があると良いと思うがどうか。		外国人に対しては、外郭団体である守谷市国際交流協会（MIFA）が、国際交流の場を提供している。具体的には、市民と外国の方が交流するイベント（日本文化体験イベントなど）や、外国語や日本語を学ぶ講座、姉妹都市派遣団の受け入れ、チャットサロンの開催などを実施している。		
										国際交流事業、派遣事業が中止となった場合、その為に組んでいた予算はどういう扱いになるのか。次年度に持ち越しされるのか。当該年度に余った予算の有効活用の途はあるのか。又、その際国際交流協会の希望は反映されるのか。		・中止の場合には、代替イベントを実施することはある。市の予算には、次年度持ち越しの考え方はない。 ・国際交流事業及び派遣事業の予算使途は、原則は市で決定するが、国際交流協会との共同事業であるので、協議を依頼することもある。		
			【国際教育の実施】 ・小中学校に、１人以上のALT講師（外国語指導助手・大規模小学校及び中学校には２名）配置による児童生徒の英語力とグローバル感覚を向上させる。 ・小学校１～４年生対象の「ALTとあそぼう・話そう」を実施し、英語や異文化に対して一層の理解を図る。 ・小学校５～６年生及び中学校１年生対象の「イングリッシュ・キャンプ」を実施し、ALT講師と１日を英語だけで過ごしながら、英語や異文化に対しての体験的な理解を深める。	教育指導課		・小学校の全ての外国語活動及び外国語の授業にALT講師が参加し、英語ネイティブスピーカーとの交流により英語力の向上及びグローバル感覚の向上を図っている。特に中学校では、自分自身の考えや気持ちを積極的に世界に発信することができる生徒の育成を目指して、自己表現活動等においてALT講師とかわかりながらグローバルな視点でのコミュニケーション能力の向上に努めている。 ・「ALTと学ぼう」は、４回（６、９、１０、１１月）開催した。多くの市内小学生が参加し、ALTと一緒に楽しく活動することができた。 ・小学校５・６年生及び中学校１・２年生を対象とした対面による「もりやイングリッシュ・キャンプ」を１回（１２月）開催し、ALTと一緒に小中交流も含めたコミュニケーション活動を実施した。	・本市児童生徒、及び保護者の英語教育に関する興味・関心は高い。今後も保幼小中高一貫教育の観点から英語教育を充実させ、グローバル化に対応した人材育成を図っていきたい。							

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容		(3)	事業実施状況（令和４年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(１)を今後実施する予定がある場合の事業名とそ の内容	(6)	質疑内容	(7)	回答内容
イ	暮らしやすい環境の 充実	【外国人用クリーンカレンダーの配布】 転入等に伴い、生活環境課で作成した、外国人用クリーン カレンダーの配布を行う。（英語・中国語・ポルトガル 語・韓国語・ベトナム語・やさしい日本語）		総合窓口課	外国人の転入手続きの際、随時外国人用クリーンカレンダーを配布す る。		多言語表記のクリーンカレンダーを配布するこ とは、外国人の方に暮らしやすい環境を提供す るため有効であると考える。							
		【外国人に理解しやすい情報提供】 外国人来庁及び電話等による問合せ時に職員、国際交流員 による通訳を行い、利便性を高める。		市民協働推進課	やさしい日本語を推進するために、若手職員向けに研修を実施した。 また、継続してやさしい日本語による情報発信（市HP等）を行った。		やさしい日本語を活用することで、英語圏に偏 らず、広く外国人住民に情報提供することがで きた。 また、市職員の意識改革につなげることができ た。				・外国人登録の国別人数を 把握しているなら教えて欲 しい。 ・市のホームページもベト ナム語による記載が必要で はないか。又長期的に外国 人の比率をどの程度と想定 しているのか。 ・外国人の人権問題、検討 に値する事案はなかったの か。	・令和4年10月1日現在では、ベトナム 21.1％、中国19.8％、韓国9.8％、ブラ ジル7.7％、フィリピン7.3％、インドネ シア5.0％、タイ4.9％、米国3.3％、台 湾3.2％、その他17.9％である。 ・平成25年現在の総人口63,693人のうち 外国人733人で1.15％、H30年度総人口 66,876人中外国人913人で1.37％、令和4 年は先述のとおり1.77％で、増加傾向で ある。外国人の増減は、雇用企業の外国 人受入情勢の影響が大きいの、正確な 数値想定は難しいが、日本の人口減少時 代にあっては、外国人比率が漸増すると 認識している。 ・人権問題としては限定的かもしれな い、DV案件は国籍問わず対応している。 令和4年度は2件相談対応した。		
感染症・難病患者等の人権														
ア	正しい知識の普及・ 啓発と理解の促進	【健康教育の推進】 ・保健学習「健やかな成長」「栄養と健康」「運動と健 康」等の単元を中心に、男女の成長の特徴を理解させ、望 ましい異性観や正しい性意識の形成を図る。		教育指導課	・保健、社会や学級活動の授業を通して、心身の成長、望ましい異性 観などについて学習してきた。		・発達段階に応じた保健学習等を通して、望ま しい価値観の育成や、健やかな心身の成長に努 めてきた。 ・今後も継続支援が必要である。							
イ	保健所等関係機関と の連携	【竜ヶ崎保健所や医療機関との連携】 感染症や難病患者等に対する専門的知識に基づく保健指導 や相談について連携する。		保健センター	新型コロナウイルス感染症に対して、国の情報や社会情勢に応じ て、連携を図った。 難病患者等に対する専門的知識に基づく保健指導や相談はない。難 病申請に関する市民からの問い合わせは、随時保健所へつなぐ対応。		今後、相談ケースが生じた場合は、医療機関・ 保健所等と連携しながら支援していく。				外国人へのコロナ対策とし て、外国人にはコロナの予 防接種はどう展開された か。	守谷市に住民基本台帳がある外国人に対 して、対象者には個別で予防接種券を送 付し、対応した。		
											令和６年秋に現在使われて いる健康保険証を廃止し、 マイナンバーカードへ一 体化した形に切り替える とあるが、マイナンバー カードを申請していない (病気や寝たきり等で申 請できない)人たちが医 療を受けられないのは 人権侵害にならない か。	現在の保険証は令和７年秋まで利用でき る。その後は、マイナン バーカードがなくても 資格確認証があれば、 保険証の代わりとなる。 資格確認証は最大１年 間有効だが、１年毎に 申請をする必要がある。		
刑を終えて出所した人の人権														
	偏見や差別の意識を 解消するための啓発	【社会を明るくする運動の実施】 立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、 犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをす るために、「社会を明るくする運動」を通じ、偏見を解消 するための啓発活動を実施する。		社会福祉課	取手地区保護司会守谷支部及び守谷市更生保護女性会と連携し、啓発 活動、更生施設への募金活動として、「社会を明るくする運動 愛の募 金 映画会」を７月３日（日）に午前・午後の２部制で３年ぶりに行 い、３０９名の来場数となった。 (昨年度はオンライン川柳コンテストを実施)		映画会の実施により「社会を明るくする運動」 を周知すると共に、市民の意識の向上を図るこ とができた。 犯罪が低年齢化していることから、小学生への 犯罪予防啓発活動の機会を確保し充実を図る必 要がある。							
犯罪被害者等の人権														
	被害者支援に関する 取組	【犯罪被害者週間の周知】 毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である１２月１日 以前の一週間が「犯罪被害者週間」と定められており、広 報やHPに関係記事を掲載することにより犯罪被害者等の 置かれた状況等についての理解を深める。		社会福祉課	・犯罪被害者週間に合わせポスターの掲示及びパンフレットを設置し 啓発。 ・いばらき被害者支援センターのPRカードを市役所庁舎、市内公民 館、市内児童館に設置。		課題としては、県公安委員会指定の犯罪被害者 等早期援助団体である(社) いばらき被害者支援 センターや被害者の状況に関して、市民への広 報が行き渡っていない状況がある。 対策として、引き続き広報、啓発活動を実施す る。				課題として市民への広報が 行き渡っていない→非常 にデリケートな問題があ ると思いますが市民へ の広報を通して行き渡 らせる必要があるか。 (広報での掲載事例を 教えて欲しい) 「いばらき被害者支援 センター」との情報交 換はどのようにされて いるのか。	11月25日～12月1日は犯罪被害者週間 となっており、毎年11 月10日号の市広報紙 に「犯罪被害者窓口」 と「いばらき被害者 支援センター」に関 する記事を掲載して いる。 「いばらき被害者支 援センター」との情 報交換は、毎年、県 主催の犯罪被害者担 当者研修会において、 センター職員からそ の運営状況や取組に ついて説明を受け、 意見交換を行っている。		

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容		(3)	事業実施状況（令和４年度）	(4)	課題、対策及び効果	(5)	(１)を今後実施する予定がある場合の事業名とそ の内容	(6)	質疑内容	(7)	回答内容
インターネット等による人権侵害														
ア	情報モラルの向上	【市ホームページにおける人権を尊重した表現の推進】 高齢者、視覚障がい者、子ども等にも平等に情報閲覧が可能 なよう、アクセシビリティの維持、向上を図る。	秘書課	4月に新規採用職員へのウェブアクセシビリティ研修を実施。 3月にウェブアクセシビリティへの対応方法を明記し、実例を記 載した公式サイト作成ガイドラインの改訂。 随時更新されたページにアクセシビリティ的な問題がないか、シ ステムと人の目によるダブルチェック。	【課題】 ウェブアクセシビリティへの知識には人の目によるチェックが必 要だが、専門的な知識が不可欠であるため、属人化してしまう こと。 【対策】 公式サイト作成ガイドラインの改訂・周知。 研修の実施。 【効果】 更新ページのうち、アクセシビリティ的に問題のあるページの割 合が減少した。 64%→16%									
		【情報教育推進委員会の実施】 ・研修会や公開授業を通して、教職員が情報スキルの向上を 目指す。また、情報モラル教育の必要性について認識し、これ らを児童生徒へ還元する。	教育指導課	・年4回情報教育推進委員会を実施し、情報モラルに関する情 報交換を行っている。有効な実践を共有化し、各校での実践を 図っている。 ・「守谷型GIGAスクール構想」に基づき、各校でICT支援員 を活用し、発達段階に合わせてICT機器を活用した授業実践及 び情報モラル向上の授業を行っている。（各学校年2回以上の実 施）	・情報モラルの必要性及びICT機器の利用及び効果について は、教職員の意識が高まっている。 ・守谷市情報能力体系表を基に、市内全小中学校で情報モラ ルに関する指導を行う体制を整備する。		ICT支援員による情報モラル向上の授業の中で、インターネッ ト等による人権侵害防止に大切な、道徳・倫理の教育もされ ているのか。 この授業はICT支援員と教員で行うのか。 上記質疑についてだが、一般的な意味でのモラル教育が、い じめ、差別、人権侵害の防止につながると考えている。ICT支 援員の授業の構成はどんな感じか知りたい。	情報モラルに関する指導については、教職員が中心となってい る。日々進化しているICT機器を扱う際に、ICT支援員の専門 的な知識や技術によって、教職員は様々な場面で助けてもら っている。御指摘の通り、ICT機器に限らず、相手のことを 思いやるといった、モラル教育を進めていくことが大切であ る。実際の授業については、道徳において「こんな時（トラブ ル）どうすればよいだろう」といったことを一緒に考えたり、 何気ない一言が相手を深く傷つけてしまった事例を考えたり しながら、モラルの向上に努めている。						
イ	学校における情報教育の推進	【メディアリテラシー教育の実施】 ・小中学校ともに、特別活動等を利用し、メディアリテラシー について学習する。 ・外部講師を招きケータイ・ネット安全利用に関する講習会を 実施する。	教育指導課	・各小中学校で外部講師を招いたケータイやネット安全利用に 関する講習会を実施した。また、各担任がネットの安全利用に ついての授業を実施した。 ・守谷市小中一貫情報教育指導計画を策定し、メディアリテラ シーについて発達段階に応じた指導が行われている。	・発達段階に応じた、情報モラルを含む情報活用能力の育成 を市内全小中学校において計画的に行う。 ・情報モラルの大切さを認識する一方で、携帯電話、スマート フォンを媒介としたトラブルは増加の傾向にある。今後は、小 学校の中学年や保護者も含めた啓発活動が重要である。					小、中学校の生徒へのタブレット端末の配付が実現し、調べ 学習や発表、意見交流のためのツールとして効果的な活用が 図られている。不正アクセス防止の手立てとしては、タブレッ ト端末にフィルタリングをかけている。また家庭に持ち帰る際 には、適切なタブレットの活用法をお子さんに伝えるように 協力を依頼している。タブレット端末を個人で使用すること もあるが、教室で活用する場合は、端末を介してお互いの意 見を交流することが多い。また、それによって個人差を埋め ることもつながっていると考えられる。				
その他の人権問題														